

と き：令和 4 年 1 月 20 日（木）14：00～

ところ：市政記者室

■「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」及び「所得減少世帯に対する臨時特別給付金」について

＜担当：市民局 総務部 非課税世帯等臨時特別給付金担当 電話：06-6208-7323＞

【フリップあり】

- ◆ 大阪市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して 1 世帯あたり 10 万円の臨時特別給付金を支給する。
- ◆ 支給対象は、令和 3 年 12 月 10 日時点において本市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む）、または、上記世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 3 年 1 月以降の収入により家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯である。
- ◆ ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ◆ 住民税非課税世帯については、あらかじめ令和 2 年度の特別定額給付金で利用した口座情報等を記載した「確認書」を、令和 4 年 2 月上旬から順次送付するので、内容を確認し、同封の返信用封筒により返送していただく。
- ◆ 家計急変世帯については、「申請」が必要となり、2 月上旬から申請受付を開始する。申請方法はホームページ等でお知らせするので、それまでお待ちいただきたい。
- ◆ 早ければ、2 月下旬から、順次、支給を開始する。
- ◆ この給付金の問合せに対応するコールセンターを令和 4 年 1 月 20 日（木曜日）に開設し、各区役所に専用窓口を 2 月 1 日（火曜日）に設置する予定である。
- ◆ また、本市独自の支援策として、所得が減少したにもかかわらず支援が届きにくい「課税世帯」に対して 1 世帯あたり 10 万円の臨時特別給付金を支給する。
- ◆ 支給対象は、令和 3 年 12 月 10 日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者で構成されている世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により、すべての世帯構成員の所得の合計について、令和 2 年分が令和元年分に比して 30% 以上減少している世帯である。
- ◆ なお、「住民税非課税世帯」に対する臨時特別給付金（国制度）の対象世帯は除く。
- ◆ 対象世帯のうち、令和 2 年 1 月 1 日以前から本市にお住まいの世帯については、遅くとも 3 月下旬ごろに案内状（申請書）を送付する。1 月 2 日以降に本市への転入者がいる世帯については、本市で所得が把握できないため、「申請」が必要である。
- ◆ 詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせする。
- ◆ コロナ禍における社会情勢の変化により、生活や暮らしに不安を抱えている方々を広く支援していく。